

船舶インシデント調査報告書

令和7年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和6年6月16日 14時15分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市伊良部島北方沖 佐良浜港第1防波堤南灯台から真方位326° 4.3海里付近 （概位 北緯24° 53.7′ 東経125° 10.4′）
インシデントの概要	水上オートバイ「オリバ」は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年7月12日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ オリバ、0.2トン 296-27879 沖縄、個人所有 ガソリン機関、船内機、出力126kW、回転数毎分7,300、使用燃料ガソリン、令和4年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、12時00分ごろ沖縄県宮古島のパイナガマビーチを出発し、伊良部島北方沖の釣り場に到着した。</p> <p>船長は、釣り場に到着後、主機を停止して本船を漂流させ、釣りを開始した。</p> <p>船長は、14時15分ごろ釣りを終え、帰港する目的で主機を始動しようとしたところ、セルモーターが回らず、主機を始動することができなかったため、運航不能と判断した。</p> <p>船長は、本船を管理している知人に連絡した後、知人が118番通報し、来援した海上保安庁の監視取締艇によって救助された。</p> <p>本船は、同艇によってえい航され、知人が手配した水上オートバイに引き継がれ、宮古島のトゥリバー海浜公園にえい航された。</p> <p>本船は、令和4年6月に小型船舶の新規登録が行われた後、約2年間のうち、運航されたのは30日程度であり、ほとんど陸揚げした状態で保管されており、月1回のバッテリーの容量確認及び補充など定期的な保守整備並びに出航前点検が行われていなかった。</p> <p>本船のバッテリーは、本インシデント発生まで主機が始動できない等の不具合は生じておらず、交換された履歴もなかった。</p> <p>船長は、出航前に本船のバッテリー外観の目視点検を行ったが、特</p>

	<p>に異状は見られず、本インシデント当時、警報等は認められなかったものの、漂泊を開始する前に釣り場を移動する際、主機の発停を何回か行っていたので、そのことが本インシデントの発生に関与したのかもしれないと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、定期的な保守整備及び出航前点検が行われていなかったことから、主機を停止して漂泊中、バッテリーが過放電状態となって主機が始動できなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、本インシデント前にセルモーターが作動しなかったことから、バッテリーが過放電となっており、電圧が低下していた可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、約2年間のうち、運航されたのは30日程度であったことから、自己放電によりバッテリーの蓄電量が低下していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、定期的な保守整備及び出航前点検が行われていなかったため、主機を停止して漂泊中、バッテリーが過放電状態となって主機が始動できなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、長期間使用していない場合、出航前にバッテリーの電圧計測を行うこと。 ・水上オートバイの船長は、長期間使用しない場合でも定期的にバッテリーの充電を行うこと。